

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ





事業者の皆さまへ



「インボイス制度」をご存知ですか？

いよいよ令和5年10月から「適格請求書等保存方式（いわゆる『インボイス制度』）」がスタートしますが、制度についてご存知ですか？

「初めて聞いた。」「耳にしたことはある。」「取引先から聞いた。」「詳しく知りたいがどこに聞けばよいか分からない。」など、様々なお声があると思いますが、この度、東大阪税務署、東大阪市役所、東大阪納税協会及び東大阪商工会議所が共催して、以下のとおり「インボイス制度等説明会」を開催することといたしました。

なお、説明会では、消費税の基本的な仕組みからインボイス制度まで分かりやすくご説明いたしますので、是非、この機会に説明会へご参加ください。免税事業者の皆さまも、もちろんご参加いただけます。

ポイント1

消費税の基本的な仕組みからインボイス制度まで東大阪税務署の職員が分かりやすくご説明します。

ポイント2

インボイスの登録申請に関するご相談を東大阪税務署の職員がお受けします。

※ 書面又はスマホによる登録申請の仕方をサポートします。

スマホによる登録申請をご希望される方は、スマホ及びマイナンバーカードをご持参ください（スマホによる登録申請には、マイナンバーカードの暗証番号が必要となります。）。

ポイント3

近畿経済産業局から講師を招いて、インボイス制度に関連する補助金（IT導入補助金、持続化補助金（インボイス枠）等）の概要について分かりやすくご説明します。

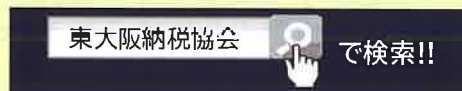
補助金の申請に関するご相談を東大阪商工会議所の職員がお受けします（内容により後日のご相談となる場合があります。）。

【インボイス制度等説明会】

○ 日 時 令和4年7月25日（月） 10:00～12:00 又は 13:30～15:30
各回とも説明会（80分）の後、相談会（40分）を予定しています。
各回の内容は同じですので、午前又は午後のいずれかをお申込みください。

○ 場 所 東大阪市文化創造館小ホール（多目的室）
東大阪市御厨南2-3-4（近鉄奈良線「八戸ノ里駅」から北へ徒歩5分）

○ 定員及び
申込方法 各回 250人
各回とも先着順の事前申込制とします。
申込先 東大阪納税協会 ホームページ



○ 説明会に関する
お問合せ先 東大阪税務署 個人課税第1部門 （内線405）
06（6724）0001（自動音声による案内が流れますので「2」を選択し、内線番号をお伝えください。）

東大阪税務署・東大阪市役所・東大阪納税協会・東大阪商工会議所